

## さいたま市国民保護計画（原案）骨子

編	章	主な内容
第1編 総則	第1章 計画策定の目的	市の責務や計画策定の目的、計画の不断の見直しを記述
	第2章 計画策定の背景・経緯	近年の社会的情勢を踏まえた計画策定の必要性を記述
	第3章 計画策定に当たっての基本的考え方	計画策定の基本方針を留意事項(基本的人権の尊重等)と併せて明示
	第4章 市の概況	地形、人口、交通網・施設、危険物施設等について記載
	第5章 国民保護の実施体制	市等の責務、関係機関・他市町村との連携、公的団体との協力体制、市民の協力等の明示
第2編 平時における準備編	第1章 迅速な初動態勢の確保	平素から行うべき業務等を明示するとともに初動態勢の確立、職員配備計画の作成、職員の指定と伝達手段の整備、交代要員の確保等を記述
	第2章 警報の住民への周知	防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会組織を経由した伝達等、警報の住民への周知方法を記述
	第3章 避難の指示	モデル避難実施要領の作成。平素から把握しておくべき避難に関する基礎的情報、避難人数の把握、避難指示・避難施設の周知、避難路の選定、避難交通手段・輸送順序の決定、避難施設管理者との連絡体制、被災者に対する住宅供給対策、避難住民集合場所の指定、道路啓開の準備等を記述
	第4章 救援物資の備蓄等	平素から把握しておくべき救援に関する基礎的情報、物資の備蓄、装備品整備、市が管理する施設及び設備の整備等を記述
	第5章 救援物資輸送計画の策定	平素から把握しておくべき救援に関する基礎的情報、輸送路の決定基準、応援物資受け入れ体制及び発送体制の整備等を記述
	第6章 医療体制の整備	平素から把握しておくべき救援に関する基礎的情報、初期医療・傷病者搬送・保健衛生体制の整備等を記述
	第7章 生活関連等施設の管理体制の充実	平素から把握しておくべき基礎的情報、生活関連等施設の管理体制の整備、核燃料物資・放射性同位元素の所在・種類・量等を記述
	第8章 文化財保護対策の準備	管内の重要文化財の現況把握、保護措置のための関係機関との連携体制の整備等を記述
	第9章 研修の実施	消防団員及び自主防災組織リーダー等に対する研修等の実施を記述
	第10章 訓練の実施等	警報や避難の伝達の指示の伝達、救援等迅速かつ的確に実施するための関係機関共同の訓練の実施等を記述
	第11章 市民との協力関係の構築	消防団の充実・活性化の促進、自主防災組織・ボランティアとの協力関係の構築、市民意識啓発等を記述
第3編 武力攻撃事態等対処編	第1章 実施体制の確保	全庁的な体制の整備、市国民保護対策本部の組織等、市国民保護対策本部等の廃止、関係機関・市民との連携体制等を記述
	第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	文民保護のための特殊標章等の交付、安全確保のための情報提供等を記述
	第3章 住民の避難措置	警報の通知の受入れ・伝達、緊急通報の伝達、避難の指示及び指示の解除、避難住民の輸送手段の確保、避難路の選定・決定、交通対策の実施、避難誘導の実施等を記述
	第4章 避難住民等の救援措置	避難所の運営や救援物資の供給、医療の提供等を記述
	第5章 武力攻撃災害への対処措置	対処体制の確保、応急措置等・保健衛生対策・動物保護対策・廃棄物対策・文化財保護対策等の実施等を記述
	第6章 情報の収集・提供	被災情報・安否情報の収集・提供、各措置機関における安否情報の収集等を記述
第4編 市民生活の安定編	第1章 物価安定のための措置	基本的な考え方を提示
	第2章 避難住民等の生活安定措置	基本的な考え方を提示
	第3章 生活基盤等の確保のための措置	所管するライフラインの安全確保及び管理について記述
	第4章 応急復旧措置の実施	管理する施設・設備が被災した場合の応急復旧の措置について記述
第5編 財政上の措置編	第1章 損失補償	国への負担金請求や損失補償、市への費用の支弁等を記述
	第2章 損害補償	
	第3章 被災者の公的徴収金の減免等	
	第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態対処編	第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置	県が想定した次の3緊急対処事態を基に検討を行い、その特徴・留意点等を記述 ・多数の人が集合する施設に毒性物質(サリン)が大量散布された事態 ・大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態 ・核燃料物質が輸送中、高速道路で爆破された事態